

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西海市	旧西海町地区(西海南小集落)	令和4年3月25日	令和5年1月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	269 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	69 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	28 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1 ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	6 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>西海南小集落は、以前は果樹の一大産地であったが、高齢化と条件不利地が多くあることから、荒廃化がすすみ、特に七釜郷の農地にいたっては、約72%が耕作放棄地となり、山林化がすすんでいるなど危機的状況にある。いかにこの産地を維持していくかが喫緊の重要課題となっている。</p> <p>また奥野地区においては、面高地区からの入作も多いため、面高地区の基盤整備完成後は、新たに中心経営体への貸付を進めていく必要がある。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>山林化がすすみ再生困難な条件不利地の農地は、非農地化をすすめ、残すべき農地とそうでない農地を判別する。残すべき農地を立地条件や担い手の状況などから判断し、可能な限り生産性の向上を目指し、新技術導入などによって低コスト化低労力化をすすめ、絶対的な担い手不足を改善していく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

○災害対策への取組方針

干害、高温害等の被害防止のため、畑地かんがい施設(西海町土地改良区)を有効に活用する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	37 人		61.7 ha		67.4 ha	